

この度はリゾート会員権のご売却をご依頼いただき、誠にありがとうございました。  
本書は法律に基づく書面です。  
本書にご記入（法人：ゴム印可）ご捺印（認印可）の上ご返送くださいますようお願いいたします。

## リゾート会員権付帯共有不動産 一般媒介契約書(売却依頼書)

依頼者甲は、下表に表示したリゾート会員権付帯の共有不動産売買の媒介を下記不動産取引業者(乙)に依頼します。この契約は他の会員権取引業者に重ねて依頼することができる契約形式です。なお、この媒介契約は、不動産共有制リゾート会員権の不動産部分取引においては、標準媒介約款に基づく契約です。

### 1、有効期間と契約解除

この媒介契約締結後3ヶ月とします。甲乙双方から事前に通告がない場合は、契約は自動的に更新されます。尚、

随時甲、乙の一方よりの通知をもって本契約は解除ができます。

### 2、甲の通知義務

一 甲はこの有効期間内に乙以外の会員権取引業者に重ねて媒介又は代理を依頼しようとするときは、乙に対して通知して下さい。  
二 甲は、この媒介契約の有効期間内に乙以外の会員権取引業者と媒介契約を締結したときは、乙にその旨を通知して下さい。

但し、甲がこれを成さないとしても罰則はありません。

### 3、違約金

甲が2、の通知をしなくても、甲は何ら責がなく違約金もありません。

### 4、売却希望金額変更の自由

甲は設定した売却金額をいつでも変更することができます。甲はその旨を乙に通知して下さい。

### 5、媒介に係る乙の業務

乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。

一 乙は、目的物件の購入の申し込みがあった時は甲に対し遅滞なくその旨を通知します。  
二 乙は、目的物件の売買の契約が成立したときは、甲及び甲の

相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。

三 乙は、甲に対し、登記、決算手続き等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行います。

### 6、指定流通機構への登録の有無 — 無

### 7、手数料とその受領

本媒介契約について、乙は、甲に何らかの手数料も請求しないものとする。ただし、第5条において甲の希望する売買契約が成立した場合は、乙は下記の通り乙の定める会員権名義変更手数料等を請求できるものとする。尚、当該会員権の内、共有不動産における仲介手数料は無料とする。

・売買価格の3%+10万円+消費税

会員権名義変更手数料の受領の時期は甲への売買代金の受け渡し時とします。

### 8、表示の変更

甲は乙がインターネット、その他に表示掲出する事を承諾した。同一物件で他方からの価格依頼があった場合、乙は甲に通知する事なく表示を変更する事ができる。  
ホームページには毎時最安価格を表示します。

### 9、協議

本媒介契約に定めのない事項については甲乙互いに誠意を持って協議の上で定めるものとする。

依頼する乙以外の取引業者(任意) ① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

### 会員権の特定

### 売却希望金額

会 員 権 名					万円
会 員 番 号					
運 営 会 社	リゾートトラスト株式会社	変 更	月	日	万円

西暦20 年 月 日

個人=直筆でお願いします。認印可  
法人=ゴム印可(法人名/肩書/代表者入り)・角印可

依頼者(甲)

住 所

氏 名

印

電話番号

FAX 番号

携帯番号

メールアドレス

共有不動産(リゾート会員権付帯)取引業者(乙)

東京都知事(5)第82281号  
東京都中央区日本橋3-3-12  
リゾート・ステーション株式会社  
代表取締役 太田健太郎



TEL03-3271-5233/  
FAX03-3271-5270  
フリーダイヤル 0120-66-9990

担当 Web出力